

総務経済委員会
所管事務調査報告

○調査日時

平成30年2月7日

○調査場所

標茶町役場議員室

1. 調査事項

町道等の現状と今後の課題について

2. 調査の経過及び内容

道路と橋梁に区分し現状と今後の課題を資料に基づき説明を受ける。

管理道路は、町道と農道の合計759,224m。平成24年から平成28年の5年間の、年間道路維持費は平均2億1千万円・除雪費は平均2億円前後となっている。

橋梁は総数で114橋で、1980年代に59橋が建設され、現在供用年数50年以上が4橋となっている。

今後の維持保全については安心・安全な道路、交通網を確保することを目指し、老朽化が進む道路・橋梁を限られた予算で快適に使える道路機能を一定基準に保っていくためには、これまで以上に効果的・効率

的に維持管理を行う。対処療法的な「事後保全型」から「予防保全型」を基本とする維持管理へ転換するため長寿命化修繕計画を速やかに策定する。標茶町公共施設等総合管理計画では、今後40年間に道路更新費591億円・橋梁更新費63億円が必要となっている。

3. 委員会の所見

広大な面積を持つ本町で、市街地その他を問わず安心・安全で快適に生活、営農のできる環境づくりに町道の果たす役割は非常に大きく、行政として維持管理は立ち止まることのできないものであります。舗装率50%を超え、橋梁のすべてが耐用年数が近づき、今後更新費用は650億円強となっている。さらに、住民からは日々安全な道路管理を要望されている。道路法の改正により5年に1度の強度調査が義務付けされたことを踏まえ、予防保全型を基本とする維持管理へ転換することをベストとし総合管理計画を軸とした中長期計画を具体的に作成すべきと考える。さらには、私道として牛舎等に併用して使用している道路について補修支援策についても協議しま

した。営農の支援策として、どのような選択肢があるか内部協議・検討されることを強く望み委員会の所見とします。

条例の制定

議案第74号

標茶町博物館条例の制定について
(厚生文教委員会審査報告)

委員会審査で原案可決すべきものとの報告があり、可決されました。

議案第21号

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定
に
関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、市町村が実施することとなり、指定居宅介護支援事業の基準等、北海道条例で定められている事項を標茶町条例で決めました。

条例の一部改定

議案第12号

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険の都道府県化による
文言の整理と葬祭費支給額の変更です。

議案第13号

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険の都道府県化により、保険税条例についても、文言の整理変更です。

議案第14号

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

条文中、保険料率の年度を、平成30年度から平成32年度に変更しました。

議案第15号

標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について

文言の整理及び追加をしたものです。

議案第16号

標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

文言の整理及び追加をしたものです。

議案第17号

標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

文言の整理及び追加をしたものです。

議案第18号

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、介護保険サービス事業の内、町条例で定める地域密着型サービス事業の内容の変更を制定するものです。

議案第19号

標茶町指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、介護保険サービス事業の内、町条例で定める地域密着型介護予防サービス事業の内容の変更を制定するものです。

議案第20号

標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、介護保険サービス事業の内、町条例で定める指定介護予防支援等の事業の内容の変更を制定するものです。

議案第37号

標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

事業推進室の廃止と観光商工課の新設に伴う条例の改正です。

条例以外

議案第11号

標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

教育の振興の計画表中に教員住宅を追加したものです。

議案第38号

教育委員会委員の任命について

新しい教育委員に高野政広氏の任

命が報告され、議会はこれに同意しました。

議案第39号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

新しい固定資産評価審査委員に栗栖一巳氏の選任が報告され、議会はこれに同意しました。

議案第40号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

新しい固定資産評価審査委員に吉田武氏の選任が報告され、議会はこれに同意しました。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者の推薦があり、議会はこれに同意しました。